

日立市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

日立市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年5月31日提出

日立市長 小川 春 樹

(提案説明)

国家公務員の給与改定に準じて、職員の給与等を改定するため、本条例を制定するものであります。

日立市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(日立市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 日立市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(日立市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 日立市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(日立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第3条 日立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和32年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 第1条の規定による改正後の日立市職員の給与に関する条例第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに日立市職員の給与に関する条例第20条第4項及び第5項若しくは第24条第1項から第3項まで又は日立市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年条例第25号）第4条の規定にかかわらず、令和4年6月に支給する期末手当の額は、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 127.5分の15

(2) 日立市職員の給与に関する条例第6条第10項に規定する再任用職員 72.5分の10

3 令和3年12月に日立市企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第59号）の規定に基づき期末手当を支給された者その他の市規則で定める者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「日立市企業職員の給与等の種類及び基準に関する

る条例（昭和41年条例第59号）の規定に基づき期末手当を支給された者その他の市規則で定める者との権衡を考慮して市規則で定める」とする。

4 第2条の規定による改正後の日立市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、令和4年6月に支給する期末手当の額は、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

5 第3条の規定による改正後の日立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第4条の規定にかかわらず、令和4年6月に支給する期末手当の額は、同条の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（規則への委任）

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。